

明 下 総 第 1 8 0 号

2 0 1 8 年(平成 3 0 年) 1 2 月 3 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様

同 星 川 啓 明 様

同 久 枝 陽 一 様

同 林 健 太 様

明 石 市 長 泉 房 穂

都市局（下水道室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

2 0 1 8 年（平成 3 0 年） 1 1 月 2 6 日付け明監第 1 0 7 号で提出のあった都市局（下水道室）定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成30年11月26日

2 措置の内容

(監査の結果)

1 固定資産の管理について

下水道室は、下水道サービスの安定的な供給を行い、財政状態や経営成績を的確に把握し、効率的・計画的な事業運営を進めるため、平成28年度から地方公営企業会計を導入されたことに伴い、固定資産台帳を整備されている。

下水道の機能を適正に維持し、サービスを持続的に提供するためには、所有する施設や設備などの資産を維持管理し、老朽化した場合には適時更新をしていくなど、計画的な施設の更新が求められ、これらを適切に行うためには、固定資産の現状を正確に把握することが必要であり、固定資産の情報を正しく取りまとめた固定資産台帳の整備が重要となる。

また、固定資産台帳は、貸借対照表及び損益計算書といった財務諸表を作成し、財政状態や経営成績を正確に把握するための重要な帳簿であり、固定資産台帳の整備が適切に行われなければ、下水道事業の財政状態や経営成績を正確に把握することはできない。

なお、平成29年度末(平成30年3月31日)現在、下水道室が所有する有形固定資産は、以下のとおりである。

<土地>	299件	8,269,981,205円
<建物>	738件	2,729,609,891円

< 構築物 >	15,684 件	87,371,868,677 円
< 機械及び装置 >	8,126 件	17,407,251,094 円
< 車両運搬具 >	26 件	2,810,207 円
< 工具器具及び備品 >	128 件	9,177,657 円
< 合 計 >	25,001 件	115,790,698,731 円

注) 下水道室提供資料による。

今回、下水道室が所管する固定資産の管理について、上記固定資産から抽出を行い、以下の項目に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 固定資産台帳と所管する固定資産とが一致するか。
- (2) 固定資産台帳と所管する固定資産との照合が可能か。
- (3) 固定資産の取得時及び廃棄時等の意思決定手続きは適正か。
- (4) 固定資産の取得時及び廃棄時等の報告体制が確立されているか。

その結果、「固定資産が存在しないにもかかわらず、固定資産台帳に記載されている」など、固定資産台帳と固定資産とが一致しない事例や、固定資産管理シール等の作成がないため固定資産の特定に時間を要し、固定資産台帳と固定資産との実地の照合が困難な事例などが複数確認されたところである。

これは、下水道室内において、固定資産の管理に関して具体的な管理規程が確立されていないこと、また、明石市下水道事業の財務に関する規則で定められている固定資産台帳と固定資産との実地の照合が、適時、行われていないことなどが主な要因と考えられる。

下水道室におかれては、固定資産台帳や財務諸表に資産の状況が正しく反映されるよう、固定資産に関する具体的な事務処理要領等を作成されるとともに、固定資産台帳と固定資産との照合を確実なものとし、かつ容易に固定資産の現物を特定できるようにするため、所要の整備を行い、固定資産台帳と固定資産とを実地に照合され、固定資産の適切な管理に努められたい。

(講じた措置)

固定資産の管理につきましては、固定資産管理の運用ルールを定め、また、台帳と資産との照合が容易にできるよう所要の整備を行い、固定資産の適正管理に努めてまいります。

(下水道室)